

きちんとやっても防げない事故」ということになります。これらは防げなくとも仕方のない事故なのです。

私は現場でいつも不思議だと感じことがあります。認知症の利用者が居室で転倒しても、過失にはなりません。重大事故につながって裁判になんでも賠償責任は生じないでしょう。つまり、居室での転倒事故は法的に防ぐ義務のない事故なのです^{*}。ところが、この防ぐ義務のない事故に対して、施設は多大な費用をかけてセンサーマットを導入しています。結果、職員が振り回されています。なぜでしょうか？

1-3 過失のある事故（防ぐべき事故）とはどんな事故か？

私たちは事故防止活動に一緒に取り組む現場の職員さんと、「過失のある事故とはどんな事故か」を理解するための勉強会を行っています。14頁の「事故例で考える賠償責任」にもあるように、28件の介護事故の例を使って過失になるのか否かを勉強します。2つの事故例を挙げますので、一緒に考えてみてください。

事例1

認知症のない利用者の車椅子を押して外出中、施設から携帯に電話がかかってきたため、車通りの少ない道で車椅子を止め、利用者に断わってストッパーをかけました。携帯で電話中、ほんの少し目を離した隙に、車椅子のブレーキを利用者本人が解除してしまったため、下り坂を車椅子が走り出し、利用者は転倒して大腿骨頸部を骨折していました。

さて、この一見「利用者が自らのミスで起こしたように見える事故」は、施設の過失となるのでしょうか。施設は賠償責任を問われるのでしょうか。残念ながら、施設の過失になる可能性が高いと考えられます。介護のプロであれば利用者が自分でブレーキを外してしまうことを予測して、坂道の途中ではない（傾斜のない）安全な場所に車椅子を止める注意義務があるということになります。利用者は身体的精神的ハンディをもっていることが前提ですから、一見利用者自ら起こした事故に見えて、施設が危険の予測ができ、防止措置が可能であれば責任を問われるということがありますので、注意が必要です。

では、次の事例はどうでしょうか？

事例2

あるデイサービスの認知症のない利用者が、レクリエーションとして風船バレーを楽しんでいました。その日は特に気分が弾んでいたようで、ボールを無理に追いかけようとしてバランスを崩し、転倒して骨折してしまいました。

この事例は基本的には施設の過失にはなりません。ただし、次の2つのケースでは施設の過失になるかもしれません。

- ①最初からこの利用者の身体機能に対して、このレクリエーションが明らかに無理（危険）であるとわかっているのに参加を許可した場合
- ②レクリエーションを始めた時は無理（危険）ではなかったが、途中で身体機能が低下し、それ以上続けると危険だと気づいたのに中止させなかつた場合

このような事例を通じて過失の有無を勉強すると、まず、過失の意味が明確に理解できます。「危険の予測ができるのに、その回避措置を怠って事故を起こすと、過失として賠償責任が問われる」と法律で決まっているのです。また、過失の意味がわかると同時に、事故防止活動に役立つ基準が頭に入ります。難しく言えば過失の認定基準ですが、これは「こういう事故を防止するためには最低限このくらいの防止対策をやっておいてください」という基準なのです。これを理解していると、事故防止活動を効率的に進めることができます。なぜなら、自分たちの事故防止活動とこの基準を比べてチェックすることができるからです。やるべき事故防止の水準もわからずに気合いだけで「事故ゼロを目指せ！」などと言っていることが、いかにバカらしいことかご理解いただけたと思います。

是非、28件の事故例勉強会をやってみてください。